

国民年金の加入手続きについて

厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満のかたは、必ず国民年金へ加入しなければいけません。届出は加入するときだけではなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届出がされなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もあります。

- 【被保険者種別】**
- 第1号被保険者 自営業、学生など
 - 第2号被保険者 厚生年金保険や共済組合の加入者
 - 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)

届出が必要なとき	異動の内容	届出先
20歳になったとき (厚生年金加入者を除く)	第1号被保険者となります。	町民生活課 保険年金担当 (窓口②)
退職したとき (厚生年金加入者で、60歳未満のかた)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	
配偶者に扶養されていたが、配偶者が 厚生年金を脱退したとき	第3号被保険者から第1号被保険者となります。	

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

後期高齢者医療保険料 「均等割額の軽減特例」の変更

後期高齢者医療保険料の均等割について、制度本来の7割軽減の一部の対象者のかたは、これまで7.75割の軽減特例を適用していましたが、令和3年度から軽減特例措置が廃止されることになりました。

○所得の少ない被保険者に対する軽減判定の基準所得額が、以下のとおりになります。

軽減前の金額	均等割額軽減割合	軽減後の均等割額
41,700円	7割	年間 12,510円
	5割	年間 20,850円
	2割	年間 33,360円

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

問合せ 総務課 情報管財担当
☎62-1231

- この統計調査は6月1日を調査基準日とし、経済活動の実態を明らかにするため、全国の全ての企業や事業所、店舗などを対象に実施します。
- 調査の結果は、国の各種行政をはじめ、さまざまな分野で活用されるための大切な基礎資料となります。
- 調査内容が統計以外の目的に使用されることはありません。
- 回答は、できる限りインターネットでお願いします。インターネットで回答をする際は、調査書類のなかの「インターネット回答利用ガイド」をご覧ください。6月8日(火)までに回答をお願いします。

